

別府市建築工事における週休２日工事实施要領

制定 令和 7 年 1 0 月 6 日

別府市告示第 3 6 3 号

改正 令和 8 年 4 月 1 日

別府市告示第 1 5 5 号

令和 8 年 4 月 2 4 日

別府市告示第 2 4 8 号

令和 8 年 5 月 2 9 日

別府市告示第 2 9 2 号

令和 8 年 8 月 5 日

別府市告示第 3 9 6 号

(趣旨)

第 1 条 建設業界では、若手技術者の離職や入職者の減少など、将来の担い手確保が大きな課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。そのため、別府市では労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、建設業界の多様な働き方を推進するため、建築工事における週休２日工事を実施するものである。

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 週休２日工事 次のアからエまでのいずれかの方式による工事をいう。

ア 現場閉所型週休２日制（月単位）

イ 現場閉所型完全週休２日制

ウ 週休２日交替制（月単位）

エ 完全週休２日交替制

(2) 現場閉所型週休２日制（月単位） 対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5パーセント（28日中8日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状

態であり、かつ、現場閉所日には現場での作業は行わないことをいう。

(3) 現場閉所型完全週休2日制 対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態であり、かつ、現場閉所日には現場での作業は行わないことをいう。ただし、受注者自らが土日以外にも現場閉所することは可能とし、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。

(4) 週休2日交替制（月単位） 対象期間内の全ての月において、現場に従事する技術者及び技能労働者が交替しながら休日を取得し、休日数の割合（以下「休日率」という。）が28.5パーセント（28日中8日）以上となる休日の確保を行ったと認められる状態をいう。

(5) 完全週休2日交替制 対象期間内の全ての週（1週間の定義は、日曜日から土曜日までとする。）において、現場に従事する技術者及び技能労働者が交替しながら休日を取得し、休日率が、28.5パーセント（7日中2日）以上となる休日の確保を行ったと認められる状態をいう。

(6) 建築工事 官公庁施設の建設等に関する法律（昭和26年法律第181号）第2条第1項に規定する営繕を行う工事をいう。

2 前項第2号及び第3号の現場での作業には、現場事務所での作業を含み、次に掲げる作業は該当しないものとする。

(1) 臨機の措置（異常気象時等における現場対応や安全パトロール等）

(2) 資材納入、交通誘導、調査業務、運搬業務等の建設工事の請負契約に該当しない下請負人等が行う作業

(3) その他受発注者の協議により必要と認められた作業
（対象工事）

第3条 対象工事は、別府市が発注する工事のうち、建築工事かつ予定価格が200万円を超えるもので、第2条第1項第1号アからエまでのいずれかの方式により実施するものとする。ただし、次に掲げる工事は除く。

(1) 竣工時期や作業時間の制約が厳しい工事（出水期における河川区域内工事など）

(2) 緊急を要する工事（災害復旧における応急工事など）。ただし、災

害の本復旧工事は、週休２日工事の対象工事とする。

(3) その他発注者が指定する工事

- 2 工事契約後、受注者から週休２日工事实施の意向がある場合は、週休２日工事とすることができるものとする。
- 3 発注者は特記仕様書に週休２日工事の対象工事であることを明示する。
(対象期間)

第４条 第２条第１項第２号から第５号までの対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とし、夏季休暇３日間、年末年始休暇６日間、工場製作のみを実施している期間及び工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は、含まないものとする。

- 2 交替制における下請企業の対象期間については、施工体制台帳上の工期を基本とする。

(実施内容)

第５条 受注者は、次に掲げる事項について確認した上で、施工計画書提出時に週休２日工事の実施の意向について、書面にて監督員に報告することにより意思表示をするものとする。

- (1) 週休２日工事を行うことでの工期変更は、認められないこと。
- (2) 作業日が恒常的な残業となってはならないこと。
- 2 受注者は、施工計画書提出時に週休２日の休日取得計画が確認できる工程表（任意様式）を監督員に提出するものとする。この場合において、当該工程表には、週休２日工事の内容及び前条に規定する対象期間を反映させることとする。
- 3 受注者は、設計変更により工期が変更となる場合は、その都度週休２日の変更取得計画を監督員に提出するものとする。
- 4 受注者は、週休２日工事を実施する場合は、表示例（別図第１）を例にして週休２日工事である旨を看板等で現場に掲示するものとする。
- 5 受注者は、週休２日工事の実施報告として、休日の取得状況を取りまとめ、別府市公共工事請負契約約款第１１条に基づく履行報告書と合わせて提出するものとする。

- 6 受注者は、監督員の指示により、作業日報、出勤簿等の提示を求められた場合は、これら提示するものとする。
- 7 受注者は、受注者の責によらず（天候不良を含む。）、予定している現場閉所日に作業を行う必要が発生した場合は、次の各号に掲げる週休2日工事の方式に応じ、当該各号に定める期間内に休日を振り替えることができるものとする。
- (1) 現場閉所型週休2日制（月単位） 同一月内
 - (2) 現場閉所型完全週休2日制 同一週内（土曜日～金曜日）
- 8 週休2日工事の達成の判断については、次の各号に掲げる週休2日工事の方式に応じ、当該各号に定めるとおりとする。この場合において、詳細な休日の考え方については、休日の考え方（別図第2）のとおりとする。
- (1) 現場閉所型週休2日制（月単位） 対象期間内の全ての月において、現場閉所率が、28.5パーセント（28日中8日）以上であること。暦上の土日の閉所では、28.5パーセントに満たない月は、その月の土日の合計日数分以上の現場閉所を行っていること。
 - (2) 現場閉所型完全週休2日制 対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行っていること。受注者の責によらず、土日に施工を行った場合は、同一週内（土曜日から金曜日までの一週間内）で振替を行い、1週間に2日間以上の現場閉所を行っていること。
 - (3) 週休2日交替制（月単位） 対象期間内の全ての月において、現場で従事した技術者及び技能労働者の休日率が28.5パーセント（28日中8日）以上であること。暦上、休日率が28.5パーセントに満たない月は、その月の土日の合計日数以上、休日を確保していること。
 - (4) 完全週休2日交替制 対象期間内の全ての週において、現場で従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5パーセント（7日中2日）以上であること。
- 9 監督員は、緊急を要する工事等やむを得ない場合を除き、休日の前日等、休日中の作業が発生するような指示は行わないものとする。
- 10 監督員は、受注者から提出された実施報告資料により休日の取得状

況を確認するものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めのない事項については、受発注者間で協議して定めるものとする。

附 則

この要領は、令和7年10月15日から施行し、同日以降に発注を起案する工事について適用する。

附 則（令和8年4月1日別府市告示第155号）

(施行期日)

1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 第1条の規定による改正後の別府市発注工事における余裕期間制度試行要領第4条、第8条、第10条、様式－1及び様式－3、第2条の規定による改正後の別府市土木工事における週休2日工事实施要領第4条、第3条の規定による改正後の別府市建築工事における週休2日工事实施要領第4条並びに第4条の規定による改正後の別府市港湾工事における週休2日工事实施要領第4条の規定は、この要領の施行の日以後に執行伺いを起案する工事から適用する。

附 則（令和8年4月24日別府市告示第248号）

この要領は、告示の日から施行する。

附 則（令和8年5月29日別府市告示第292号）

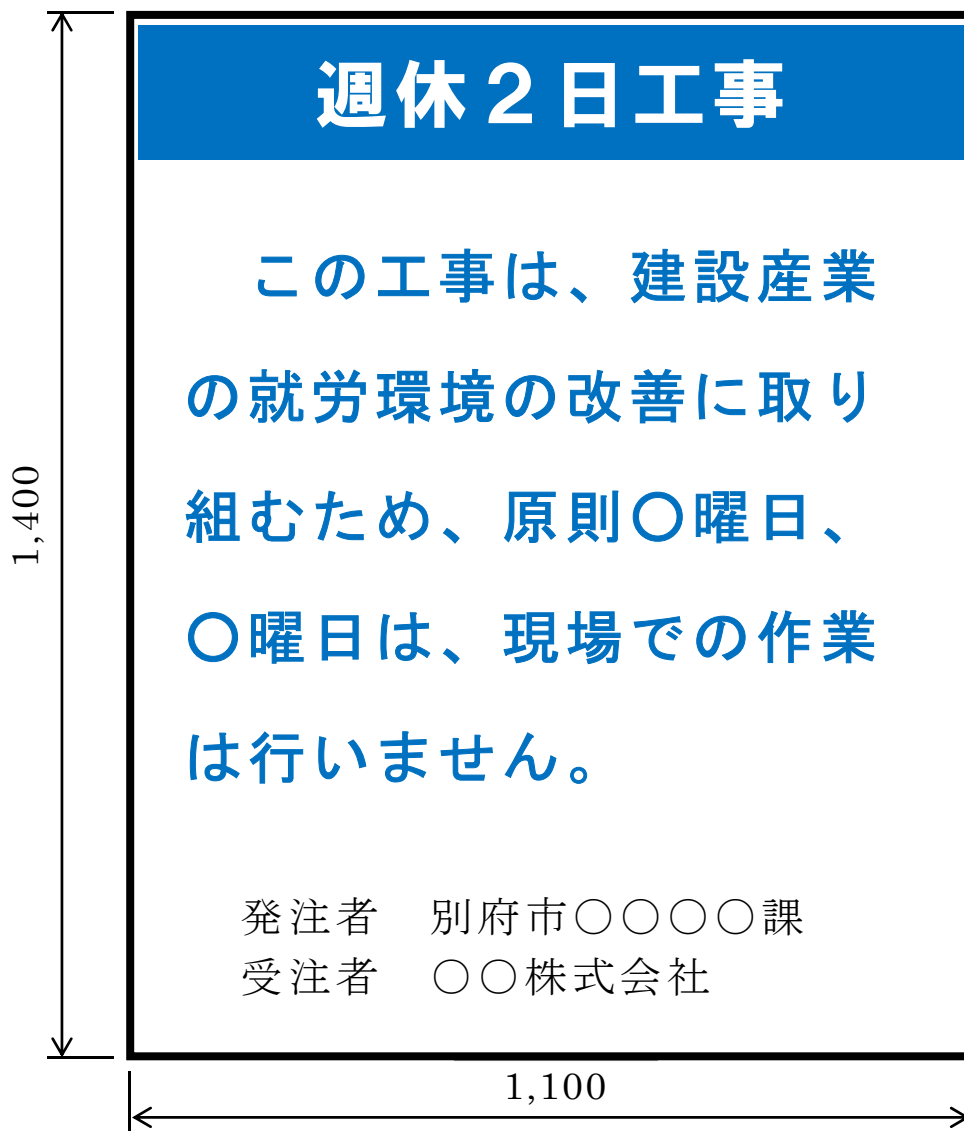
この要領は、令和8年6月1日から施行し、同日以後に執行伺いを起案する工事について適用する。

附 則（令和8年8月5日別府市告示第396号）

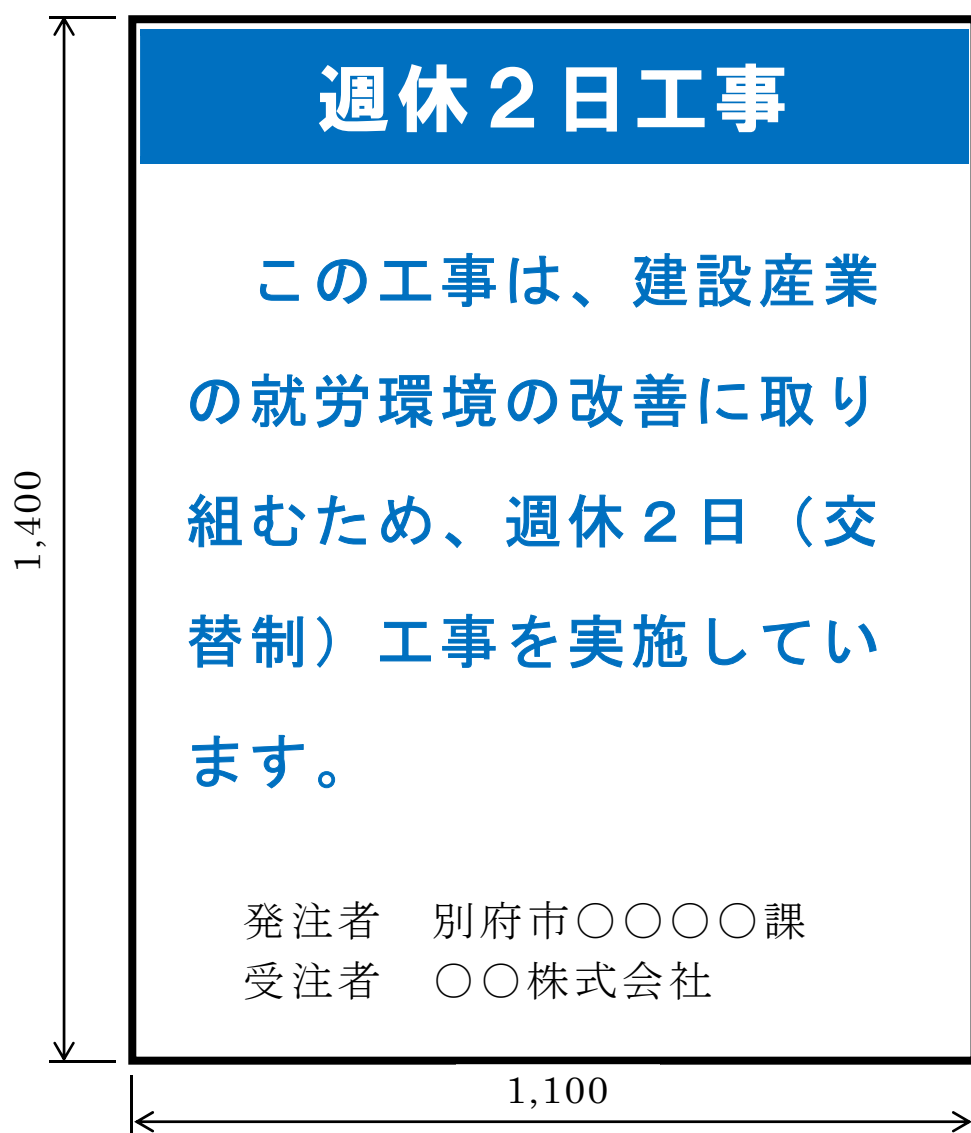
この要領は、令和8年8月15日から施行し、同日以後に執行伺いを起案する工事について適用する。

別図第 1（第 5 条関係）

表示例 1（工事看板）



表示例 2（工事看板）



別図第2（第5条関係）

休日の考え方

現場閉所型週休2日制（月単位）休日の考え方

〈基本的考え方〉

- ・本取組による休日とは、現場閉所（現場（現場事務所含む）での作業を行わない）とする。
- ・休日の管理は月単位で行い、全ての月において、現場閉所日数の割合（現場閉所率）が28.5%（8日/28日）以上の現場閉所を実施する。
- ・暦上の土日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数分の現場閉所を行って、達成と判断する。
- ・工事着手月については、工事着手日から対象期間とする。工事完成月については、工事完成通知の提出日までを対象期間とする。
- ・夏季休暇の3日間（受注者の任意による連続した3日間）、年末年始休暇の6日間（12/29～1/3）は対象期間から除く。
- ・受注者の責（天候不良含む）によらず、計画していた休日に作業を行う必要が発生した場合は、同一月内に限り、振替を可能とする。
- ・発注者の指示により、予定していた休日に作業を行い、当該日の振替となる休日の確保が難しい場合は、対象期間及び休日から除くことができる。

〈参考例〉

月	7																															休日計	対象期間	休日率	土日計	
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31					
曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木					
行事								工事着手												海の日																
計画	-	-	-	-	-	-	-					○	○							○	○					○	○						6	23	26.1	6
実施	-	-	-	-	-	-	-					●	●							●	●					●	●						6	23	26.1	6

OK

OK

月	8																															休日計	対象期間	休日率	土日計		
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31						
曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日						
行事											山の日																						28.5%以上				
計画	○	○							○	○																						○	○	10	28	35.7	10
実施	●	●							●	●																						●	●	9	28	32.1	10

OK

OK

月	9																														休日計	対象期間	休日率	土日計		
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30						
曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火						
行事																																				
計画						○	○																										8	30	26.7	8
実施						●	●																										7	29	24.1	7

敬老の日

秋分の日

発注者が作業を要請
振替不可⇒対象外

28.5%未満
土日の日数で判断

OK

OK

月	10																															休日計	対象期間	休日率	土日計		
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31						
曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金						
行事																																					
計画				○	○																												8	31	25.8	8	
実施				●	●																												7	31	22.6	8	NG

NG

月	11																														休日計	対象期間	休日率	土日計			
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30							
曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日							
行事			文化の日										完成通知提出												勤労感謝の日	振替休日											28.5%以上
計画	○	○						○	○					-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	13	30.8	4	
実施	●	●						●	●					-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	13	30.8	4	

OK

OK

現場閉所型完全週休2日制の休日の考え方

〈基本的考え方〉

- ・本取組による休日とは、現場閉所（現場（現場事務所含む）での作業を行わない）とする。
- ・休日の管理は週単位で行い、全ての土日において、現場閉所を実施する。
- ・1週間の定義は「土曜日から金曜日」とする。
- ・工事着手週、工事完成週等、土日が2日間に満たない週については、暦上の土日の日数分以上の現場閉所を行ってれば、達成と判断する。
- ・夏季休暇の3日間（受注者の任意による連続した3日間）、年末年始休休暇の6日間（12/29～1/3）は対象期間から除く。
- ・受注者の責によらず（天候不良含む）、計画していた休日に作業を行う必要が発生した場合は、同一週内に限り、振替えを可能とする。
- ・発注者の指示により、予定していた休日に作業を行い、当該日の振替となる休日の確保が難しい場合は、対象期間、休日から除くことができる。

〈参考例〉

月	6			7						
日	28	29	30	1	2	3	4	休日計	対象期間	土日計
曜日	土	日	月	火	水	木	金			
計画	—	—	—					0	4	0
実績	—	—	—					0	4	0
備考				着手日						

暦上の土日の
日数で判断
OK

月	7									
日	5	6	7	8	9	10	11	休日計	対象期間	土日計
曜日	土	日	月	火	水	木	金			
計画	○	○						2	7	2
実績	●	●						2	7	2
備考										

OK

月	7									
日	12	13	14	15	16	17	18	休日計	対象期間	土日計
曜日	土	日	月	火	水	木	金			
計画	○	○						2	7	2
実績	○	●	同一週内で振替		●			2	7	2
備考					振替日					

OK

月	7									
日	19	20	21	22	23	24	25	休日計	対象期間	土日計
曜日	土	日	月	火	水	木	金			
計画	○	○						2	7	2
実績	—	●	発注者が作業を要請 振替不可⇒対象外					1	7	1
備考	緊急作業									

対象の土日の
日数で判断
OK

月	7						8			
日	26	27	28	29	30	31	1	休日計	対象期間	土日計
曜日	土	日	月	火	水	木	金			
計画	○	○						2	7	2
実績	○	●						1	7	2
備考	現場作業							現場閉所が1日のため未達成		

NG

（夏季休暇等を考慮した場合）

月	8									
日	9	10	11	12	13	14	15	休日計	対象期間	土日計
曜日	土	日	月	火	水	木	金			
計画	○	○			—	—	—	2	4	2
実績	●	●			—	—	—	2	4	2
備考					夏季休暇	夏季休暇	夏季休暇	夏季休暇は対象期間から除く		

OK

週休2日工事交替制（月単位）の休日の考え方

〈基本的考え方〉

- ・休日には、当該現場での作業（現場事務所での作業を含む）を行わないこと。
- ・本取組による休日とは、対象期間内の全ての月において、現場に従事する技術者及び技能労働者が交替しながら休日を取得し、休日数の割合（休日率）が28.5%（8日/28日）以上の休日を取得することをいう。
- ・暦上の土日の日数では、休日率が28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数分以上の休日を確保していれば、達成と判断する。
- ・対象者は、当該現場に従事した全ての技術者・技能労働者とする。（現場代理人も対象）
- ・下請企業は、施工体制台帳の工期を対象期間とする。
- ・夏季休暇の3日間（受注者が任意で設定した連続した3日間）、年末年始休休暇の6日間（12/29～1/3）は対象期間から除く。

〈参考例〉

月	7																															休日計	対象期間	休日率	土日計	
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31					
曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木					
A建設 (元請)	●●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	休	休	-	-	-	-	休	休	-	-	-	-	-	休	休	-	-	-	-	-	6	23	26.1	6	OK
	■●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	休	休	-	-	-	-	休	休	-	-	-	-	-	休	休	-	-	-	-	-	6	23	26.1	6	OK
	▲▲	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	入	休	休	-	-	-	-	-	休	休	-	-	-	4	14	28.6	6	OK	
備考	当該現場に従事した全ての技術者・技能労働者が対象										工事着手																									
										休日率28.5%未満の月は土日の日数で判断																										

月	8																															休日計	対象期間	休日率	土日計		
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31						
曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日						
A建設 (元請)	●●	休	休	-	-	-	-	休	休	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	休	休	-	-	-	-	休	休	8	28	28.6	9	OK		
	■●	休	休	-	-	-	-	休	休	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	休	休	-	-	-	-	休	休	10	28	35.7	10	OK			
	▲▲	休	休	-	-	-	-	休	休	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	休	休	-	-	-	-	休	休	9	28	32.1	9	OK			
B建設 (下請)	●●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	入	-	-	-	-	-	-	-	休	休	休	休	4	14	28.6	4	OK
	■●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	入	-	-	-	-	-	-	休	休	休	休	4	14	28.6	4	OK	
備考	夏季休暇3日間は対象期間から除く										夏季休暇	夏季休暇	夏季休暇	下請は施工体制台帳の工期を対象期間とする。																							

月	9																															休日計	対象期間	休日率	土日計					
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30										
曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火										
A建設 (元請)	●●	-	-	-	-	休	休	-	-	-	-	休	休	-	-	-	-	-	-	-	休	-	-	-	-	休	休	-	-	-	7	30	23.3	8	NG					
	■●	-	-	-	-	休	休	-	-	-	-	休	休	-	-	-	-	-	-	-	休	-	-	-	-	休	休	-	-	-	8	30	35.7	8	OK					
備考	休日率28.5%未満の月は土日の日数で判断																																							
																															1人でも達成出来なければ未達成									

完全週休2日交替制の休日の考え方

〈基本的考え方〉

- ・休日には、当該現場での作業（現場事務所での作業を含む）を行わないこと。
- ・本取組による休日とは、対象期間の全ての週において、現場に従事する技術者及び技能労働者が、交替しながら休日を取得し、休日数の割合（休日率）が28.5%（2日/7日）以上の休日を取得することをいう。
- ・1週間（7日）を1サイクルとし、1週間の定義は「日曜日から土曜日」とする。
- ・対象者は、当該現場に従事した全ての技術者・技能労働者とする。（現場代理人も対象）
- ・下請企業は、施工体制台帳の工期を対象期間とする。
- ・夏季休暇の3日間（受注者に任意による連続した3日間）、年末年始休休暇の6日間（12/29～1/3）は対象期間から除く。
- ・週の途中で現場に着手（従事開始）、現場が完了（従事終了）する場合は、その週の土日の日数分以上の休日を確保していれば、達成と判断する。

＜元請企業の例＞

第1サイクル	月	6		7				休日計	対象期間	休日率	土日計	OK					
	日	29	30	1	2	3	4	5									
	曜日	日	月	火	水	木	金	土									
	A建設(元請)	●●				休	休		2	7	28.6		2				
		■					休	休	2	7	28.6		2				
	▲▲	休						休	2	7	28.6	2	OK				
第2サイクル	7												休日計	対象期間	休日率	土日計	OK
	6	7	8	9	10	11	12										
	日	月	火	水	木	金	土										
					休	休							2	7	28.6	2	
						休	休	休	休				3	7	42.9	2	
	休											1	7	14.3	2	NG	

備考

当該現場に従事した全ての技術者・技能労働者が対象

1週間(7日)を1サイクル
1週間は日曜日から土曜日
休日率28.5%以上

休日率28.5%未満
土日の日数で判断

※週の途中から現場に従事した場合

第3 サイクル	月	7							休日計	対象期間	休日率	土日計	OK OK OK
	日	13	14	15	16	17	18	19					
	曜日	日	月	火	水	木	金	土					
	A建設 (元請)	●●				休	休		2	7	28.6	2	
		■●				休	休		2	7	28.6	2	
		▲▲	-	-	-	入	休	1	3	-	1		
	備考					↑							
サイクル途中で現場に従事した場合は、 以降の土日の日数でカウント													

※週の途中に現場従事が終了した場合

第4サイクル	7							計	対象期間	休日率	土日計	
	20	21	22	23	24	25	26					
	日	月	火	水	木	金	土					
	休			休				2	7	28.6	2	OK
	休					休		2	7	28.6	2	OK
		休		退	-	-		1	4	-	1	OK

↑

サイクル途中で現場に従事しなくなった場合は、
従事終了以前の土日の日数でカウント

＜下請企業の例＞

第○サイクル	月		7						休日計	対象期間	休日率	土日計	OK OK
	日		13	14	15	16	17	18					
	曜日		日	月	火	水	木	金	土				
	B建設 (下請)	〇〇 □□	-	-	入	-	休	1	7	-	1		
			-	入	-	-	-	休	2	7	28.6	1	
	備考		下請企業は、施工体制台帳の工期 (元請の対象期間とは別に設定)										

第○サイクル	7							休日計	対象期間	休日率	土日計	
	20	21	22	23	24	25	26					
	日	月	火	水	木	金	土					
						休	休	2	7	28.6	2	OK
	休						休	2	7	28.6	2	OK